

其同親権浮かぶ課題

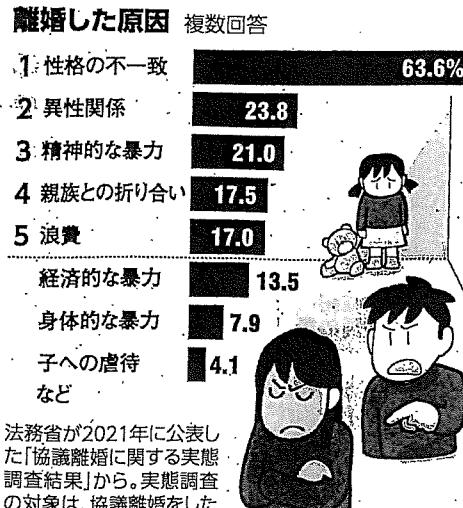
姉妹中たゞでなく、離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」の導入に向けた関連法案が、今国会で審議される事になった。慎重な声は根強く、法制審議会（法相の諮問機関）の部会でも賛否は分かれた。どんな課題があるのか。法制審の審議などから浮かんだ三つの論点をまとめた。

卷之三

離婚前のDV・虐待

前の家庭内暴力（DV）や虐待の存在を見極め、被害を防げるのだ。

「暴力」は13・5%だった。
ほか、「身体的な暴力」
は7・9%、「子への虐待」
も4・1%あった。



法務省が2021年に公表した「協議離婚に関する実態調査結果」から。実態調査の対象は、協議離婚をした男女計1千人。

が十分かどうかた。
改正案は、子の利益を重視。父母が合意に至らなくとも、家裁が親子や父母の関係などを考慮し、父母双方の共同親権か、片方の単独親権かを定めることにした。
最高裁によると、親子の面会交流など子どもの監護（養育）を巡る調停件数は増加傾向にある。2022年

生で約4万4千件と10年前から1割増えた。平均審理期間も8・5ヶ月と3カ月ほど伸び、長期化している。離婚後の共同親権が導入されれば、家裁の負担はさらに増える。

日本弁護士連合会は昨年10月、裁判官は十分に増えていないうえ、調査官の絶対的な人数が足りず、調査に十分な時間や手間をかけられていない

「家裁の態勢」増員も必要では

統続する特性があり、書類行為が起きた時や直
に限られない。と
解釈も示された。

復讐続する特性があり、加害行為が起きた時や直後だけに限られない、とする解釈も示された。

かかる場合、裁判所はつながるような言動も含まれると説明する。した。法務省の担当者は、身体的な暴力に限らず、精神的なショックに法制審では、夫からD V被害を受け、離婚訴訟中の女性が参考人として

【急迫の事】
一) 田は、共同親権をした場合でも、例外的に片方の親で親権行使ができるとした「急迫の事情がある時」とは、「どんなケースをさすのかだ。

なケースや、DVや虐待から子を避難させる必要がある場面などについては「親権の単独行使を認めるべき一例」と考えられる」とされた。DVは反

女性は、法改正をするにしても「被害者を守る制度を先に確立し、確実に運用されてからでないといけない」と求めた。日本産科婦人科学会は同意手続きがなければ医療者側が訴えられるリスクもあり、現場の萎縮を懸念する声もある。

課題

「D.V.や虐待は家庭の密室の中で起こる。自撃者や動画でもなく限り、裁判で立証できるほどの証拠を残すことはほぼできない。それでも、逃げて安全を確保する前には、証拠を残すべきなの

出席して訴えた。

「家族の事情もあまさ
まいり、明確な線引きは
難しい。法務省は『最終的
には、個別の事案の具体的
な事実関係を踏まえて
判断される』との立場だ。
医療界からは、すでに
課題が指摘されている。
患者が子どもの場合は
原則として、親権者に医
療行為への同意が求めら
れる。共同親権となつた
場合、どんな医療行為な
ら双方の同意が必要で、
片方だけでよい『急迫の

まで約4万4千件と10年
前から1割増えた。平均
審理期間も8・5ヶ月と
3ヶ月ほど伸び、長期化
している。離婚後の共同
親権が導入されれば、家
裁の負担はさらに増え
る。

日本弁護士連合会は昨
年10月、裁判官は十分に
増えていないうえ、調査
官の絶対的な人数が足り
ず、調査に十分な時間や
手間をかけられていない
とし、改善や充実を求める
決議をした。

元家裁調査官の下坂節
男さんは、「離婚後の共同
親権の法制化について
「裁判所は今まで以上に
難しい判断を迫られるよ
うになる。今の裁判官や
調査官の人数では足ら
ず、増員が必要になるの
ではないか」と話す。